

労働者派遣法第23条第5項にかかる情報

株式会社マイナビワークス
京都支社

労働者派遣法第23条第5項により開示する情報は、次のとおりです。
(対象期間：2024年10月1日～2025年9月30日)

1. 派遣労働者の数
2025年6月1日付け派遣労働者数 140人(日雇派遣労働者を除く)
2. 派遣先の数
2024年度 派遣先事業所数(実数) 123件
3. マージン率
2024年度 マージン率の平均 31.5%(小数点以下一位未満の端数は四捨五入)
4. キャリアアップに資する教育訓練に関する事項
派遣就業する派遣労働者を対象に、e-learningを中心とした教育訓練を実施しています。
詳細は、MyPageよりご確認いただけます。(賃金支給：有/費用負担：無)
情報セキュリティ関連、セルフマネジメント、ビジネススキル、OA機器操作訓練等
尚、希望する派遣登録者及び派遣労働者は、提携しているPCスクールの講座を割引料金で受講できるプログラム(パソコン関連等)を設けています。
5. 派遣料金の平均額
2024年度 労働者派遣に関する料金の額の平均 16,021円
6. 派遣労働者の賃金の平均額
2024年度 派遣労働者の賃金の平均額 10,974円
7. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
 - ① 労使協定締結済
 - ② 対象となる派遣労働者の範囲及び有効期限の終期
無期の派遣労働契約を締結する労働者、有期の派遣労働契約を締結する労働者
有効期限の終期：2028年3月31日
8. その他事業運営に関し参考となりうる事項
 - (1) マージン率は、法定の計算式にて算出されたものであり、雇用保険、社会保険等の会社負担、事業所維持のための人件費、光熱費等の諸経費を計算の基礎に含んでおりません。
 - (2) 派遣料金の平均額、派遣労働者の賃金の平均額は、異なる職種のすべてを平均化して算出されております。
 - (3) その他、キャリアコンサルティングの相談窓口は下記となります。
相談受付は予約制となります。また、事業所もしくは電話にて行います。
下記フリーダイヤルもしくは、マイページよりご予約頂けます。
株式会社マイナビワークス 京都支社/フリーダイヤル：0120-015352(土日祝休)
9. 雇用安定措置を講じた人数
派遣先への直接雇用の依頼を講じた人数 22名
新たな派遣先の提供を講じた人数 9名
当社で派遣労働者以外の労働者として無期雇用した人数 0名
その他の措置を講じた人数 0名

以上